

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に向けた

論点（案）（第2回）

1. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて（①回目）

- ※ 基本的に、今回（第2回）は、「既に18歳以上の者（いわゆる過齢児）」の移行調整の在り方を中心に検討。
- ※ 次回（第3回）において、「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」の移行調整の在り方を検討予定。
- ※ ただし、相互に密接に関わる論点であるため、部分的に相互を意識しつつ検討をお願いしたい。

【論点1】 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて、どう考えるか。

【論点1-1】 移行調整の責任主体

- 障害児入所施設は、措置による入所も多く、契約による入所であっても保護者が養育上の困難を抱えているケース等も多い。こうした点も踏まえれば、（まず、障害児入所施設において、すべての入所児童を対象に、一定年齢に達したら18歳を迎える時点に向けた移行調整を開始した上で）スムーズな移行が難しいケースは、都道府県又は市町村が移行調整の責任主体となる必要があるか。
- 都道府県又は市町村の役割分担の検討を進めるに際しては、以下の点を考慮すべきではないか。

<都道府県（政令市）である場合>

- ・ 受入先となりうる地域資源を広域で把握することが可能。
- ・ 成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）の指定権限や、施設整備費の配分等の権限も同時に有しており、不足する地域資源の開拓を行いやすい。

- ・ 障害児入所施設への入所措置や給付決定自体の実施主体であり、管内の児童相談所等を通じて、措置や契約で入所した入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況等を把握しうる立場にある。

<市町村である場合>

- ・ 受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られる。また、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体ではなく、入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況の把握が難しい。
- ・ 一方、成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）への移行の際は、移行後の成人施設の給付決定を行う立場（※）となる。
※）居住地特例により、18歳になる前日の保護者の居住地市町村が給付決定主体となる。（障害児入所施設への入所が措置である場合、契約である場合のいずれも共通。）

<障害児入所施設の所在地である場合（都道府県・市町村ともに）>

- ・ 障害児入所施設を通じて、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況を把握しやすい。

<措置元・給付決定元である場合（都道府県・市町村ともに）>

- ・ 障害児入所施設の所在と異なる都道府県・市町村である場合、対象者（18歳以上入所者）本人が遠方（障害児入所施設）であることもあり、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況、受入先となりうる成人施設の周辺の地域資源の状況（日中サービスの状況等）の把握には、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設・受入先成人施設の市町村等）の協力が必要。

- これらの点も総合的に考慮すると、スムーズな移行調整が難しいケースについては、障害児入所施設への措置又は給付決定の実施主体である都道府県が責任主体となった上で、移行調整の協議の場を設け、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設・受入先成人施設の市町村等）の協力の下で、移行調整を進めることが考えられるか。
- その際は、相談支援事業所が18歳到達の相当程度前から成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度等の検討も併せて必要ではないか。（次回（第3回）で検討を行ってはどうか。）

【論点 1 - 2】 関係者の役割分担・連携のあり方、移行調整の枠組みのイメージ

ー ジ

○ 「既に 18 歳以上の者（いわゆる過齢児）」の移行調整の主要な関係者としては、例えば以下の者が考えられるか。

①本人（及び保護者）

②自治体（都道府県・市町村・児童相談所）

都道府県（主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県）

市町村（主に受入先となりうる成人施設の給付決定の実施主体となる市町村）

児童相談所（障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所）

③障害児入所施設

④相談支援事業所

⑤受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者

○ 障害児入所施設等によるこれまでの移行調整では移行困難であった「既に 18 歳以上の者（いわゆる過齢児）」の移行調整については、大まかな流れとして例えば以下が考えられるか。

（「<カッコ内>」は実施主体イメージ）

i) 本人（及び保護者）の意向・状況を勘案しつつ、移行（受入れ）に必要な条件を整理
　　<障害児入所施設・相談支援事業所>

ii) 移行（受入れ）条件に照らした広域的な移行先検討
　　移行先がどうしても見つからない場合の資源開発（施設整備等）
　　<都道府県・関係者による移行調整の協議の場>

iii) 移行先候補の体験利用等の具体的調整
　　<相談支援事業所・障害児入所施設>

（第 1 回実務者会議における意見）（※事務局の責任においてとりまとめたもの。以下同じ）

- ・ 広域調整が必要である。
- ・ 移行調整は誰が中心になるのか。児童相談所のケースワーカーは成人施設のことはわからない。市町村の窓口が担当になると遠い施設に入所していると、地元に戻るのか、施設の近くで暮らすのかよくわからない。また、施設の近くで暮らすのを選択した場合は資源の探し方がわからない。

2. 移行に関する受入先確保・施設整備のあり方について

【論点 2 受入先確保・施設整備のあり方】

【論点 2 - 1】 「既に 18 歳以上の者（いわゆる過齡児）」の受入先の確保のために求められる取組は何か。

- 都道府県内に移行困難者が少数である場合は、既存の障害者支援施設からの地域移行を進めることにより空き定員を確保する等も考えられるか。
- 一方、都道府県内に相当数の移行困難者がいる場合もあり、さらに、未移行者の大半に重度の知的障害があり、支援区分も相当程度高く、行動関連項目の点数も高い等、専門的な手厚い支援が必要な者が多いこと等を踏まえると、新たな施設整備（障害者支援施設・グループホーム）に際して何が必要か。何が解決すべきボトルネックとなっているか。
- 有効な整備を行う上で、児者転換・併設等についてどう考えるか。児者転換・併設時の整備について、どのような点に留意・配慮すべきか。
 - ・ 18 歳以上（いわゆる過齡児）の移行困難者が少数（＝都道府県内の移行困難者が者の施設の最低定員未満）の場合。
 - ・ 18 歳以上（いわゆる過齡児）の移行困難者が多数（＝転換後に児の数がごく少数（5 人未満）になってしまう）場合。

○ 「児」の施設側へ残る障害児、また、転換・併設した「者」の施設へ移行する障害者に対するあるべき支援・ケアを考慮した上で、児者転換・併設の際のそれぞれの人員基準・設備基準をどう考えるか。（食堂・浴室等の施設の共用を認めるかどうか。構造上、どこまで完全な分化を求めるか等。）

○ 児者転換・児者併設後の「児」の入所施設の運営等について、どう考えるか。特に、児者転換・併設後に定員が少なくなった障害児施設の運営の安定性、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる点について、現に障害児を多数受け容れている児童養護施設との関係も踏まえどう考えるか。

地域のセーフティネットのあり方として、児者転換・児者併設後の「児」の入所定員のあり方については、障害児福祉計画の改定等において改めて検討する必要があるか。

（これまでの実務者会議における意見）

- ・ 現在、過齢児として残っていて移行が難しい方達は、情緒不安定、自傷・他害、強度行動障害など本人の状態像で断られるケースが多い。
- ・ 障害者支援施設に入所している方で、グループホームへ移行出来る人はいないのか。全体量を増やすのではなく、いかに必要な人が必要ところで生活していくために充実策を考える必要がある。困難性の高い方を重点化していく、成人施設から地域生活に移行を進めて空きを作っていくのも必要ではないか。
- ・ 医療的ケア児のように、過齢児のサポートを障害児福祉計画に載せて検討していく必要があるのでは。
- ・ 施設のハード面と人材育成の整備が必要。
- ・ 平成24年前から強度行動障害の方の移行先が難しい。成人施設の受け入れ枠がないので移行出来ない。また、グループホームからも断られる。
- ・ 強度行動障害の場合、保護者もグループホームの体験入所で断られるという経験が連続する結果、移行先の見学すらあきらめてしまい、現入所施設を出ることに拒否的になっていってしまう。
- ・ 成人施設が足りない。地域で暮らす成人の方も入れない状態。グループホームは地域によって整備状況も違う。
- ・ 児者転換することで、その地域の短期入所がなくなってしまうということが起こり、地域課題を残すことになる。

- ・ 少子化でも障害児入所施設の存続は大切。障害児入所施設の安定的存続も考える必要がある。
- ・ 障害児入所施設が成人施設に転換して、地域に障害児入所施設がなくなり、遠くの地域の障害児入所施設に行かざるを得ない状況が生まれてきている。